

知的財産

提出日：2004年1月27日

提出先：内閣官房知的財産戦略推進事務局

15日機輸出国第259号

平成16年1月27日

内閣官房知的財産戦略推進事務局御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川英明

内閣府の模倣品・海賊版対策に関するパブリックコメント

日本機械輸出組合は、わが国の機械輸出貿易の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置してわが国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促してまいりました。

さて、この度、内閣官房知的財産戦略本部より平成15年7月8日に発表された『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』の「第2章保護分野 . 模倣品・海賊版対策」に記述されている対策内容は、非常に包括的であり、的確かつ早急に実施されるならば実効性が高いものと大いに期待されます。以下、わが国機械製品の模倣品被害の大部分を占める東アジアにおける模倣品対策について、特に日本政府のご尽力を要する点に焦点を絞って意見具申いたします。

記

1. 東アジアでの模倣品対策の必要性

日本製品の模倣品、海賊版などの知的財産権侵害品による被害は、機械分野が約半分を占めており、その大部分が中国や香港、台湾、韓国、タイ、マレーシア、インドネシアなどの東アジアで発生している（特許庁「2002年模倣品被害調査報告書」や国際知的財産権保護フォーラムのアンケート結果による）。東アジアはわが国機械企業にとって部材から完成品まで急速に拡大している市場であるとともに生産拠点でもあるので、有効な侵害防止対策が講じられないならば、将来にわたって模倣品被害が増大し当該地域のみならず世界各地に被害が波及してグローバルベースで日本企業の競争力を殺ぐおそれがあるところから、これらの東アジア諸国に対してTRIPSやWIPO等の協定の実体規定上の義務とともに権利執行上の義務の完全実施を確保することを要請することが非常に重要である。

２．中国に対するWTO義務完全履行等の要請の強化

特に中国では、WTO加盟と同時にTRIPSを実施して、法制度はかなり整備されているものの、運用、権利執行の確立はまだこれからであるため、日本政府による中国政府への働きかけの効果が高いと考えられる。日本政府は、中国政府との間の二国間協議、欧米各国との連携、WTOのTRIPSやWIPO等の国際機関を通じた知的財産権保護の要請をさらに強化して、これらの要請が適切に履行されているか否かを慎重にレビューすることが肝要である。そうした枠組の中でも、中国のWTO加盟議定書に定められたWTO義務の遵守状況を毎年レビューする移行審査メカニズム（TRM）は、強力なWTO紛争解決メカニズムに基づくものであるため、TRMを通じた中国に対する知的財産権保護要請を一層強化することが望まれる。TRMの下で改善要請すべき問題点として、行政面での取締の不足、刑事法制の不備、司法救済の不十分さ、地方での保護主義や取締機関間の連携不足などが挙げられる。

３．自由貿易協定における知的財産権保護規定の厳格化

わが国とASEAN諸国や韓国など東アジア主要国との間では、自由貿易協定（FTA）ないし経済連携協定（EPA）締結が現実の目標となっているが、かかるFTAまたはEPAの知的財産権の章において知的財産権の保護の強化と権利執行の実効性を高める必要がある。そのためには、日・星EPA第10章の知的財産権に係る規定では不十分であり、米・星FTAに見られるような知的財産権の詳細な保護内容や権利執行を規定し、TRIPSの義務の範囲を超える内容（TRIPSプラス）を確保すべきである。

以上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 国際業務部門 通商・投資グループ（谷口、江川）
〒105-0011 港区芝公園3 - 5 - 8 機械振興会館 401
電話：03 - 3431 - 9348 FAX：03 - 3436 - 6455

担当：通商・投資グループ 谷口 Tel. 03-3431-9348
